

土地・建物をお持ちの方へ

土地・建物を譲渡した方は

確定申告の前に「譲渡のお尋ね」を！

「譲渡のお尋ね」とは？

土地・建物などの資産を売って得た所得は「譲渡所得」として、確定申告が必要になります。（金銭のやり取りがなく、交換した場合についても、同様に申告をしなければ、税法上の特例が受けられませんが。）

譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物などを譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備として「譲渡所得の内訳書」の作成等に関する相談会を行います。

「譲渡のお尋ね」を受けていない方は市の確定申告会場で受付できません

確定申告の期間中は申告会場が大変混雑するため、この「譲渡のお尋ね」を受けていない方は、2月から行われる市の「確定申告会場」で受付することができません。

なお、税務署に直接申告される方や税理士などに依頼さ

れる方のお越しは不要です。

※内容により税務署にご案内する場合がございますのでご了承ください。

■日時

12月7日（木）・8日（金）
午前の部 9時～12時
午後の部 13時～16時

■場所

市役所1階 防災会議室

家屋を取り壊した方は
年内に滅失の届け出を税務課に！

固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋等に課税されます。

しかし、家屋を取り壊しても届け出がないと把握ができないため、課税されることとなります。

登記された家屋を取り壊した場合には、年内に法務局で滅失登記を行ってください。年内に滅失登記ができない方や未登記の家屋を取り壊した方は、必ず「家屋滅失届」を税務課へ提出してください。

■対象者

土地・建物などを譲渡あるいは、交換された方で市に住民登録のある方。

※市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をしますが、その通知の有無に関わらず土地・建物などの譲渡があった方はお越しください。

■持ち物

売買契約書・取得費や売買に要した費用の領収書など

■問い合わせ

税務課 市民税担当
（内線153～155）

※所有者や納税義務者が変わった場合なども、ご連絡をお願いします。

■提出書類

「家屋滅失届」
（税務課窓口に用意・ホームページからダウンロード可能）

■提出期限

12月26日（火）

■問い合わせ・提出先

税務課 固定資産税担当
（内線156～158）

税金等の納め忘れはありませんか？

11月・12月は滞納整理強化月間です！

市税等は、私たちが安心して健康な暮らしを送るために、重要な役割を持っています。納期限が過ぎても未納の方は、早めに納付してください。

■滞納整理を強化しています
市では、市税等の滞納額縮減と収納率向上を目指すとともに、納期内に適正に納付された方との公平性の確保及び市民としての負担の義務を果たしていただくため、「滞納整理」を強化しています。

再三の催告にも関わらず納付いただけない方には、法律に基づき、差押などの「滞納処分」を執行します。

■納税にお困りの方は
お早めに相談を！

納期限までに納付しない場合、「督促手数料」や「延滞金」も併せて納付していただくこととなります。

病気や失業、生活困窮など、やむを得ない事情により納期内納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

■口座振替の推進

□座振替を申し込みされますと、指定された口座から市税等が納期限日に自動的に払

い込まれるため、「つつかり」の納め忘れもなくなるので、非常に便利です。安心・便利な口座振替を、ぜひご利用ください。また、キャッシュカードさえあれば市役所収納課窓口で簡単に口座振替の申し込み手続きができます。（※暗証番号が必要です。）

※対象税目、取扱い金融機関等についてご不明な点は、担当までお問い合わせください。

■生活スタイル合わせた納付方法をご利用ください！

金融機関窓口での納付や口座振替の他、コンビニエンスストア店頭での納付や、パソコン、スマートフォンから納付手続きを行うクレジットカード納付をご利用いただくこともできます。お手元に納付書があれば24時間いつでも納付することができますので、ぜひご利用ください。

※対象税目や納付方法についてご不明な点は、担当までお問い合わせください。

■問い合わせ

収納課 収納担当
（内線163～166）